

平成23年度岩手県社会福祉事業団事業報告

I 概要

平成23年度においては、平成18年度からの「中期経営計画」が平成22年度で終了したことなどにより、今後の施設ニーズを予測した施設のあり方や自立に向けた経営体制の検討を行い、県の経過措置（財政支援）の終了する平成28年度以降の自主・自立の法人経営を展望した、平成23年度から平成32年までの「中長期経営基本計画」を作成した。

新たな事業としては、利用者ニーズの高い地域移行の推進を図るため「松山荘」と「やさわの園」においてケアホームをそれぞれ新設するとともに、「中山の園」では24時間対応型ケアホーム工事に着手した。さらに、地域生活者の支援体制として「松山荘」で生活介護事業所を整備し、地域福祉サービス・事業の拡充に努め、安心して地域で生活できる社会づくりに寄与した。

なお、7月から行われる予定であった「やさわの園」の改築工事は、東日本大震災の影響により4月に一旦休止となったものの、9月には休止解除となり、平成24年3月から工事が始まった。

障がい者施設において、法人への社会的信頼を揺るがす、職員による利用者の人権を侵害する行為が発生した。この事案に対して、法人あげて一人ひとりの職員がこれまでの利用者との接し方の振り返りを行うとともに、虐待防止に関する職員研修会を実施するなど、利用者の人権の尊重を中心とした支援の再構築に取り組んだ。

さらに、東日本大震災の被災地支援として、「松山荘」では10月から岩手県からの補助を受けて、被災者等自立支援事業を開始し、沿岸ほぼ全域の被災した生活困難者への支援を行うほか、3月には、恩賜財団母子愛育会からの委託による、東日本大震災子ども支援センター岩手県事務所を盛岡市に開設し、被災地の子どものこころのケアを推進するための支援者への研修の企画運営、県の推進組織の運営補助等を行っている。「いわて子どもの森」では岩手県から被災児童活動支援事業を受託し、被災児童の招待等を行ったほか、他団体とも協力して移動児童館などの事業を実施した。さらに沿岸地区への職員派遣は、岩手県社会福祉協議会及び岩手県知的障がい者福祉協会の要請に基づき各施設から対応した。

1 利用者が安心できる利用者本位のサービスの提供

人権侵害事案の検証の中で職員個々が利用者に対する自らの行為を点検する「人権侵害防止自己チェック」の徹底と施設毎に虐待防止実施要領の作成を進め、不適切行為の再発防止の徹底を図った。さらには、「事業団職員倫理綱領」及び「職員行動規範」並びに各施設の行動基準等の遵守の徹底と苦情解決事業や個人情報保護の充実により、利用者の人権の尊重に努めた。

サービスの提供に当たっては、利用者や家族の意向や個別の障がいの状況に応じ、適切なケアマネジメントを実施し、アセスメントに基づく個別支援計画の作成、定期的にモニタリングを行い、さらに個別支援マニュアルに沿ったサービスの提供を進めた。満足度調査、福祉サービス第三者評価の受審と自己評価及び業務改善活動を通し、サービス内容の改善を図った。

また、新たに SHEL モデルによるリスクマネジメントを推進し、効果的な対策の検討、実施により転倒による怪我や誤嚥及び与薬ミス等の減少に努めた。

2 地域福祉の拠点としての取り組み並びに地域生活移行の推進

地域移行の推進にあたっては、利用者の希望に応じて、新たに宮古市と花巻市にケアホームを2カ所新設したほか、障がいの重い方の地域移行を進めるために一戸町に24時間対応型ケアホームの工事に着手するなど、地域生活移行を推進した。また、宮古市に生活介護事業所を新設し、地域福祉の支援体制の整備を行った。

就労活動相互支援事業、子育て支援短期利用事業、短期入所事業、保護施設通所事業、救護施設居宅生活訓練事業、居宅介護支援事業を推進するとともに、介護予防教室等への健康運動指導士の派遣、就労支援のため職場適応援助者（ジョブコーチ）の派遣により、在宅の障がい者や児童及びその保護者、高齢者が自立した生活を継続できるよう支援し、施設機能の地域福祉としての充実を図った。

3 指定管理施設等の運営の充実

県立療育センターにおいては、指定管理施設としてのメリットを十分に活かしながら、効率的な事業展開と質の高いサービス提供を目指し、利用児（者）が安心できる利用者本位のサービス提供を基本に、医療、福祉、教育が一体となり利用児（者）の発達段階や障がい及び個性に応じた支援に努めた。ボイラー暖房設備等の改修など施設整備を進め、安全で快適な生活の提供に努めた。

また、総合的な障がい児（者）の療育相談体制の強化と地域（在宅）支援機能の充実に向け、発達障害者支援センター運営事業と障害児等療育支援事業を通し、県内の療育の拠点としての体制の整備に努めたほか、家庭における子育て支援を支えるため、施設の有する機能等を積極的に提供し、地域福祉の拠点としての施設運営に努めた。

開設6年目を迎えた県立視聴覚障がい者情報センターにおいては、関係団体と連携を強化し、各種事業の着実な実施と拡大・充実に努めるとともに、視聴覚に障がいを持つ方々への情報提供機能とコミュニケーション支援等の理解と啓発・普及のための事業を実施し、視聴覚障がい者の方々の立場に立った福祉の向上と社会参加の促進に努めた。

指定管理者制度6年目となったいわて子どもの森では、「地域ふれあい事業」、「放課後児童クラブ職員等研修会」「いのちのおはなしキャラバン事業」を継続実施したほか、ワークショップとして「自然を楽しむ」「ものづくりを楽しむ」「食を楽しむ」「音を楽しむ」の4つを柱として、ソフト面の更なる充実を図った。また、県内児童館等の中核拠点施設として、各地域の児童館、関係機関、団体等との連携と交流を図り、あそびを通じて子どもをサポートする人材の育成と多様な視点から子どもに関わる地域の子ども環境の充実に向けた豊かな「子育て」「子育て」ネットワークづくりに取り組んだ。また、東日本大震災により被災した地域の児童を招待するなど、遊びの提供に取り組んだ。

社会福祉研修に関しては、県から「平成23年度社会福祉研修」を受託し、効果的かつ効率的な研修を実施するとともに、社会福祉従事者等の多様な研修ニーズに対応した福祉職員生涯研修を実施するなど、社会福祉従事者等の育成・資質向上の推進に努めた。

4 自立的、自主的な法人経営及び施設運営の確立

平成18年度からの「中期経営計画」の終了と関係諸制度の改正、東日本大震災の影響等により当事業団を取り巻く環境が大きく変化していることから、経営改善検討委員会において、環境の変化に対応できる自立した経営基盤の確立・強化と地域福祉の向上に資する質の高いサービスを提供することを目的に10年間の「中長期経営基本計画」を作成した。

また、各施設においては自立的・自主的な運営に向け計画的に取り組むために「アクションプラン」を策定し、目標達成に向けた取り組みを積極的に推進し、平均達成率は82.8%となった。さらに、定員の確保に努め、多様なニーズに積極的且つ柔軟に対応し収入の確保に努めた。

5 職員の資質の向上と適正な事務事業の推進

職員の資質の向上と質の高いサービスを提供するため、目標管理制度及び人事考課制度による職員の能力開発及び人材育成に努めるとともに各施設における援助技術などの職場研修を行った。

障害者自立支援法で必要とされるサービス管理責任者の計画的な資格取得に努め、さらに社会福祉に関する資格取得を奨励し、のべ125人が三福祉士の国家資格を取得している。

また、新規採用職員に対する個別指導の充実に努めたほか、各施設でOJTを中心とした研修プログラムの実施に加え、法人本部による非常勤職員研修を開催し、非正規職員の資質の向上を図った。

予算の執行に当たっては、的確な収支計画の作成及び点検確認を徹底し、資金管理、財務管理の適正を期した。適正な事務事業の推進に向け、利用者の預かり金の取り扱いにおいて、成年後見制度の利用を促進したほか、内部牽制を徹底し、適切な取り扱いに努めた。

労働条件の改善については、コンプライアンス点検やメンタルヘルス支援体制を整え、職員が安心して利用者支援に当たることができるように配慮するとともに、計画的な事務の推進による迅速化を進め、時間外労働の削減に努めた。